

鈴鹿市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：稲生440号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
稲生町3926番3地先から 稲生町字縄手10319番1地先まで	新	180.7	3.0～5.0